



# 即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13

e-mail:sokudai2019@gmail.com HP:http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座：00120-3-293255（即位・大嘗祭違憲訴訟の会）

第24号

## 天皇のこととなると物も言わせぬ 控訴審第1回弁論で一発結審の構え、裁判官忌避を申し立て



当日の法廷では5人の控訴人が意見陳述（立石章三さん）

今年1月31日に東京地裁で棄却判決を受け、2月14日に東京高裁に控訴。それから約9カ月後の11月12日に控訴審第1回口頭弁論が開かれた。控訴してからの9カ月は、産みの苦しみのような期間だった。弁護団は何度も会議を重ねて、あの粗末な地裁判決の欠点を指摘するべく控訴理由書をまとめ上げ7月22日に提出した。地裁判決の要点は、「政教分離は制度的保障であって人権保障規定ではない。だから信教の自由を直接保障したものではない。ゆえに政教分離に違反する行為があっても、直接信教の自由を侵害しない限りはただちに違法となることはない」というもの。「憲法違反も違法ではない」という変な理屈。しかしこの判例ですら、「直接に権利を侵害している場合は違法である」としていることになる。また、直接に侵害していない場合であっても「ただちに違法であるとは言えない」としながらも「違法ではない」とは言っておらず、違法な場合と違法ではない場合があることを前提としている。政教分離違反であっても、直接に侵害する場合であることを厳密に調べて、もし直接に侵害しない場合であっても「違法」の場合と、「違法ではない」場合を判断しなければならないはず。このような段階的な判断を何らししないで、「制度的

規定にすぎない」の一言で全てを無条件に棄却した。この雑な取り扱いを、控訴理由書では指摘した。それと同時に、戦前の宗教弾圧の事例を具体的に取り上げ「直ちに権利の侵害は認められない」とは決めつけられないことを立証するよう絞って取り組んだ。控訴代理人が提出した準備書面1は、50頁に渡る膨大かつ詳細な論考。国家神道体制が果たした役割について、それがいかに個人の権利に実質的な被害をもたらしたかを例示した。これに対する被告（国）側の「答弁書」が10月29日に出たが、僅か10頁程のもので、「（控訴人は）原判決の判断内容に誤りがある旨縷々主張するが、その内容は、いずれも原審における主張の繰り返しか、あるいは、控訴人ら独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、それらの主張に理由がない」というもの。地裁判決を徹底擁護し、しかも、国家神道体制が宗教弾圧という権利侵害に至った歴史に対しても「原判決を左右するものではなく、認否反論の要を認めない」と片付けた。この人たちは歴史の反省は皆無なのだと思った。

第1回口頭弁論は11月12日に定まり、控訴人側は、即日結審の可能性もあるも、そうはさせないために、専門家証人の人証を要求し、控訴人の主張が続々と続く長期戦の準備をした。裁判所側は口頭弁論当日に5人の意見陳述を認め、それなりの時間は確保してくれたかに思えた……が。始まって見ると、その進行は何とも形式的。「では、次の控訴人」「次どうぞ」とビジネスライク。

5人の控訴人は、限られた時間の中で、即位儀式から受けた不条理を訴えた。記紀神話に基づく儀式を国家行事として公金を使って行う異常さ。たかだか80年の意図的に造られた習慣を、「古来からの伝統」として全市民を巻き込む理不尽。天皇のこととなると裁判でも訴えられない仕組みを作り出し、警察も尾行・嫌がらせ、何でもありとなる異常さ。大嘗祭においては天照大神が寝る布団、神々のためのスリッパに至るまで大真面目に神話儀式に公費を使うことがまかり通り、憲法違反も許されること。神道儀式においても、それを採り行う神職にとっては大事な宗教行事

のはず。それを「社会的儀礼・伝統行事」として片付けてしまうのは、宗教者にとって失礼であること。政治的な権威を持たないはずの「象徴でしかない」天皇が、一度退位の意向を語れば、政府も国会も一斉にその意向をかなえるために動く異常さ。憲法違反を問う裁判も、天皇の儀式となると審議すらさせず門前払いとなる仕組みをつくるおかしさ。五人が意見陳述する主張は、この日本社会で大手を振って行われている矛盾を暴露する重要なものだった。

谷口園恵裁判長は、意見陳述が終わると、もうこれ以上は主張は不要だと片付けようとした。被告(国)側代理人に、「侵害利益が認められない以上、これ以上の意見も、立証も不要」と言わせ、裁判長も、「従前の主張の繰り返しに過ぎない」とし、結審に持って行こうとする。控訴側代理人は、そう簡単に結審に片付けさせてなるものかと、裁判官の忌避申し立てを行うが、裁判長は「もう結審を宣言した後だから、結審後の忌避申し立てを勝手にしたらいい」と譲らない。次回の日程も調整せずに、さっさと3人の裁判官は奥に逃げ込む。傍聴席からも、突然の結審に何が起きているのかも分からない不満だけが残り、「不当だ」「おかしいぞ」との声が響いた。第1回目口頭弁論だけは、まあ控訴人の意見を聞いた体裁を形式上は採る。しかしもうそれ以上は何も言わせない。とても民主法廷とは程遠い、国家権力の鉄の扉を今回も痛感した。後は判決だけとなってしまった高裁。最高裁では口頭弁論さえ開かれない。天皇のこととなると、物も言わせない空気となる。日本の矛盾を象徴するような口頭弁論となってしまった。

(事務局／星出卓也)

\* 報告にあるように、この日谷口裁判長は、一発結審を強行しようとしてしまった。これにたいして、浅野史生弁護士が間髪を入れずに立ち上がり、「裁判官忌避！」と叫びました。裁判長はあくまで、すでに結審したと言い張り、法廷を

後にしました。その後弁護団は、11月15日に「忌避申立て理由書」を提出。こうした裁判所の姿勢を弾劾し、審理は尽きていないとして、弁論再開の申立てを要求しているところです。

## 傍聴者の感想

- \* すばらしい意見陳述でした。来たかきがありました。それにしても裁判所はひどい。
- \* 見覚えのある裁判長でした。全くひどい対応でした。TVの「トラちゃん」とはえらい違いです。
- \* 5人の意見陳述はどれも、それぞれ分野が違って聞き入りました。裁判官や被告側代理人だって、本気で聞けば面白くて興味深い内容だったはず。紙の文書でなく、目の前の生きた人の生の声での意見は、心に届くはず。裁判所は「口頭弁論主義」を大切に守ってほしい。
- \* 大嘗祭の秘密の小屋の中には、誰かの(神の?)靴が脱いで会って、布団と枕が延べてある! 吃驚です。すべての国民にはっきり知らせたいです。SNSに出せませんか。
- \* 最後の裁判長発言を除いて、弁論された方々の迫力ある内容に、笑えて楽しめた! 竹内さん大きな声で明解で良かった。
- \* 1. 高裁裁判長が国民主権を否定しているのか?  
2. 証人申請は何故認められなかったのか?  
3. 結審は確定したのか?
- \* 陳述された原告の方々、弁護士の先生方、たくさんの時間を使って闘いつづけているのに、本気で相手にされていない感じ。どうしたら我々の憲法に基づいたまっとうな意見を正面から受け止めるのか、ふがいないらつきます。まあ、めげずに続けることしかない、との思いです。

## 控訴人意見陳述書

\* ページ数の都合で5名中3名掲載、残りお二人は次号に掲載します。

### 内野光子

1 私は東京生まれですが、1946年、疎開先の小学校に入学した世代です。新しい日本国憲法のもとで教育を受けてきた一期生と言ってもいいかもしれません。中学校まで、「君が代」を歌った記憶はなく、学校給食は、脱脂粉乳のみでスタートした世代です。

高校のころから短歌を作り始め、現在に至っています。歌を作る傍ら、近現代の短歌の歴史をひも解き、調べてゆくうちに、突き当たったのが「短歌と天皇制」でした。これまでに、『短歌と天皇制』(風媒社1988年)、『現代短歌

と天皇制』(風媒社2001年)、『天皇の短歌は何を語るのか』(御茶の水書房2013年)などの著書を出版しています。

2 最初に着目したのが、新年の「歌会始」でした。現代短歌と別世界の宮中の年中行事と思っていましたが、現代歌人、著名歌人、人気歌人たちを巻き込み、選者に登用していることがわかりました。「歌会始」は、国民と皇室を結ぶ貴重なパイプ役割を果たし、伝統的な文化的な大事な行事と位置付けられています。国民が「詠進」する短歌は、あくまでも国民が天皇に詠進、捧げるものとの位置づけは、戦後から現在に至っても変わってはいません。単なる短歌コンクールではないのです。

また、伝統的文化的行事といいますが、いまの形になったのはたかだか、戦後 80 年です。文学の世界で、短歌の世界で、歌を作った人の序列を前提にした宮内庁のイベントは、日本憲法下の平等の精神に反すると思います。「歌会始」を続けるというならば、皇族たちの年中行事の一つとして、国民を巻き込むことなく、ひそかに実施したらよいと思います。

3 同様のことが、即位礼や大嘗祭にも言えることではないかと考えます。代替わりのさまざまな儀式を「諸儀式」としてまとめがちですが、その一つ一つを確かめる必要があると思います。ここでは全部を検証するわけにはいきませんが、一部、私の知る限りのことではありますが、それらの儀式はどの法律を根拠になされているのか、根拠法の有無とその中身の違憲性について述べたいと思います。

#### (1) 「剣璽等承継の儀」

まず、2019 年 5 月 1 日の「剣璽等承継の儀」ですが、映像で見ると、三権の長など二十数人がひかえた松の間に式部官長と宮内庁長官の先導で新天皇、秋篠宮、常陸宮が入り、壁際にしつらえた壇上の中央に天皇が立ち、壇の下の左右に秋篠宮、車いすの常陸宮が控えていました。そこへ剣・璽をそれぞれ捧げ持った侍従たちが、天皇の前の二つの「案」と呼ばれる台に恭しく置く。さらに、その間の少し低い台には、何か丸いもの二つが捧げられる。後で調べると、その二つの中身は、国事行為で使われる御璽（天皇の印）と国璽（国の印）であり、捧げられた後、直ちに、侍従たちが台の上の剣・璽の包みと御璽・国璽を引き取り、天皇たちとともに部屋を退出する。男性たちの床を打つ靴音ばかりが響く 6～7 分間ほどの無言の儀式でした。女性の皇族は参列できないのが慣例で、参列者側には、安倍内閣の閣僚の片山さつきが女性として初めて参列したと報じられました。

皇位の継承の証である現在の「三種の神器」のうちの剣（草薙剣）は熱田神宮に、八咫鏡は（やたのかがみ）は伊勢神宮に収められ、宮中にある剣と鏡は、形代（かたしろ）と呼ばれるレプリカであります。その鏡は賢所に、剣（つるぎ）と璽＝八咫瓊勾玉（やさかにのまがたま）は、吹上御所の「剣璽の間」に置かれているそうです。しかし、代々の天皇すら、それらの包みを開いて中身を見てはならないものとされています。

少なくとも「三種の神器」の「剣」に関していえば、これらの由来は、古事記・日本書紀にある、素戔嗚尊が八岐大蛇を退治した際、その尻尾から出てきたのが一本の剣であり、それを後に天照大神に献上したのが「草薙剣」であるといった神話が由来です。この神話は寓話であり得ても、裏付けのある史実でもなく、伝統でもない、荒唐無稽な、グロテスクなフィクションではないでしょうか。天皇自身も「天照大神」の「子孫」であるとは信じていないでしょうし、国民の大かたも信じられない中で、見てもいない「草

薙剣」を大真面目に承継したとして、演じなければならぬ「剣璽等承継の儀」での姿は滑稽でもあります。

「剣璽等承継の儀」の法的根拠は、当然のことながら、皇室典範にも日本国憲法にもありません。根拠というならば、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」という「閣議決定」（2018 年 4 月 3 日）です。時の政府によっていかようにもできるという証左であります。

「閣議決定」では、以下のように定められました。

「1 各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること

2 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること」

さらに「剣璽等承継の儀」については以下のように記されています。

「1 剣璽等承継の儀

(1) 御即位に伴い剣璽等を承継される儀式として、剣璽等承継の儀を行う。

(2) 剣璽等承継の儀は、皇太子殿下の御即位の日（5 月 1 日）に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。」

「剣璽等承継の儀」が「憲法の趣旨に沿い」「皇室の伝統等を尊重したもの」であったかは、先に見てきたように、承継されるべき「三種の神器」なるものもつばら「神話」にもとづいたものもあり、長い歴史の中での承継、移転の経緯にも疑問が多いものがあります。「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」の地位継承の儀式を、「国事行為」の「儀式を行ふこと」に含めるという「閣議決定」は、憲法第 7 条 10 号を拡大解釈したものと言わねばなりません。

また今回の各式典は、基本的に昭和から平成の代替わりにおける「考え方や内容は踏襲されるべきもの」とされていますが、1909 年 2 月 11 日に公布された「登極令」によって実施された 1915 年の大正、1928 年の昭和の代替わり儀式を踏襲し、場所を京都から東京に移した点が変更されたに過ぎません。結局今回の令和の代替わり儀式が、1947 年に廃止されたはずの亡霊のような「登極令」と変わらぬ 2018 年の上記「閣議決定」の内容は新憲法下では認めがたいもので、違憲性が高いと考えます。

#### (2) 即位礼正殿の儀

つぎに、2019 年 10 月 22 日に行われた「即位礼」の最初の儀式は、「即位礼正殿の儀」に臨むことを賢所に報告するという「賢所大前の儀」でした。正式には「即位礼当日賢所大前の儀、即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀」と、

宮内庁は記しています。賢所は、神話の上で皇祖とされる「天照大神」が祀られているというところです。天皇は、もともと格式の高いという白の束帯姿、剣・璽を捧げ持つ侍従たちに先導されて賢所への回廊を進み、さらに皇霊殿、神殿を巡り、皇后も白の十二単姿で続く。侍従や女官が長い裾を、腰をかかめて移動する姿は、決して美しい姿ではないでしょう。天皇は、その各所で「お告げ文」なるものが読まれているそうですが、その声を聞いたものはいません。そして、秋篠宮を先頭に皇族たち一ロングドレスの女性皇族の7人が傘をさして、あの日には雨風の強い日でしたから、砂利道を賢所に向かう姿のちぐはぐな光景には、「伝統」なるものの異様さに気づかされます。

10月22日の午後に行われた「即位礼正殿の儀」にあつては、松の間に設えた八角形の帳とぼりをめぐらされた、天皇用の「高御座」、皇后用の「御帳台」が並ぶ。まず、高御座の正面のとぼりが開かれると、午前中の賢所大前の儀とは異なる色の束帯姿、御帳台も開かれて、皇后も午前中とは異なる色鮮やかな十二単です。ここでも、天皇の前には剣・璽が置かれ、天皇の「お言葉」といえば、「日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより皇位を継承」を内外に宣明するとし、前天皇にならい「憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たす」ことを誓うものでした。これに対して安倍首相が祝辞「寿詞」(よごと)を述べ、首相の万歳三唱に、参列者が唱和しています。

ここで問題なのは、高さ6.5mの高御座、5.7mの「御帳台」、天皇は、床上1.3mの位置から「お言葉」を延べ、首相は、天皇を見上げての祝辞でありました。そこには「私たち国民一同は、天皇陛下を日本国及び日本国民統合の象徴と仰ぎ」とあり、「令和の代(よ)の平安と天皇陛下の弥栄(いやさか)をお祈り申し上げます」との言葉で結んでいます。

この一連の流れの中で、日本国憲法上、いくつかの問題点があります。

① これらの儀式は、憲法、皇室典範、皇室典範特例法上の定めにもありません。あるとすれば、「閣議決定」(2018年4月3日)です。天皇の「お言葉」の最初「日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより」の部分は間違いではないでしょうか。

② 「高御座」「御帳台」の設えの違いは何なのでしょう。儀式自体もそうですが、これら二つの設えも時代によって異なります。確固たる伝統なるものはないうえに、憲法上の平等規定に違反します。

③ さらに、首相の祝辞には、「国民一同は、天皇陛下を日本国及び日本国民統合の象徴と仰ぎ」とありますが、憲法第一条「日本国及び日本国民統合の象徴」は「仰ぐ」存在ではなく、「主権の存する日本国民の総意に基く」とあります。上記の上下関係は、「大日本帝国憲法」の関係を引きずっているとしか思えません。

### (3) 大嘗祭

毎年11月に行われる皇室の行事の新嘗祭は、天皇の代替わりの折には大嘗祭として行われていたという長い歴史があったことは、歴史研究上明らかなようですが、永らく中断したり、その儀式としてのあり様も様々な変遷をたどっていたりします。

今回、大嘗祭以外の諸行事「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」「即位礼正殿の儀」「祝賀御列の儀」「饗宴の儀」は、2018年4月3日「閣議決定」の基本方針により「国事行為」とされました。大嘗祭は、同日の「内閣口頭了解」という3行ほどの文言で決められました。それも、平成への代替わりのときの大嘗祭についての「閣議口頭了解」(1989年12月21日)を踏襲する、とだけ記されています。

「閣議口頭了解」(1989年12月21日)では、以下の理由で、宮内庁が取り仕切る皇室行事として宮廷費からの支出により実施することが決まりました。

① 皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である

② 天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有するものと見られることは否定することはできない。

③ 国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難である

④ その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は公的性格がある

令和の大嘗祭も、上記を踏襲して、宮内庁が取り仕切る皇室行事として実施、その財源は宮廷費からでした。

ここで問題なのは、大嘗祭の「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有するものと見られることは否定することはできない」と明言し、さらに、「国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式」、すなわち、天皇のみが行う秘事を含むことを示唆しながら、いわば、「国の関心事だから、面倒を見なければならぬ」への飛躍は、あきらかに憲法20条の政教分離の原則、89条の「公の財産の支出又は利用の制限」に反すると考えます。

宮内庁の「大嘗祭について」(2019年10月2日)の文書でも明らかなように、この儀式の次第は「貞観儀式」(平安時代中期、870年代)や「登極令」(1909年)などに記述されているが、それらを通じて「基本的に異なるところは無い」とも記され、今回も平成度と同様に行うとあります。

たとえば、さらに、大嘗祭のメインと言われる悠紀殿、主基殿において天皇と神とが寝食を共にすることによって皇位の継承がなされるという「秘事」に至っては、あまりにも現実離れた「ままごと」にも思えてなりません。「秘事」と称して、天皇と二人の女官しか知り得ない作業や行

為であるとしながらも、さまざまな準備や用意をする人々の手を借りねばならないはずで、「秘事」はもはや建て前にはしか思えません。にもかかわらず、参列者や国民には知らされないという矛盾に満ちた儀式といえます。なお、悠紀殿、主基殿における供え物の新穀の産地を決める「斎田点定の儀」も秘密裏に、亀の甲羅を火にくべて、その割れ具合による「亀卜」という古代からの占いによって都道府県を決めたといいます。

これまで見てきたように、大嘗祭の諸儀式は、すでに廃止された「登極令」を持ち出して踏襲しており、現在の法的な根拠もありません。時代によって変遷してきた伝統とも言えない神事の積み重ねによって、何とも奇妙奇天烈な儀式になってしまったと言っているでしょう。

日本国民統合の象徴であって、その地位は主権の存する国民総意に基づく天皇がなすべき行為、儀式とは言えず、憲法第一条に反します。

4 したがって、上記で述べた、少なくとも「剣璽等承継の儀」「即位礼正殿の儀」「大嘗祭」という儀式を国費をもって実施したことによって、私が受けた精神的な苦痛は多大なものであり、国に対する損害賠償を求めるものであります。

## 竹内康人

本訴訟の控訴人の竹内康人は1957年に静岡県浜松市で生まれました。現在、67歳です。歴史を研究し、それを表現していますが、声なき声を示すことをめざしています。以下、私が原告となり、控訴した理由を陳述します。

### 1 帝国政府による戦争下で生き残った父母

私の父は1924年に長男として浜松で生まれましたが、帝国政府によって1945年に徴兵され、北海道・旭川の部隊に配置されました。けれどもすぐに敗戦となり、浜松に帰郷できました。近年90歳代でなくなりました。父の父も徴兵体験を持ち、在郷軍人とされました。戦時期には50歳ほどでしたが、私の幼少時には浜松が米軍による空襲を受けたことなどを話してくれました。

私の母は1934年に生まれましたが、母の父は1942年2月、33歳の時に再び、徴兵されてフィリピンに送られ、1945年5月、ミンダナオで戦死しました。当時36歳でした。母は7歳で父と別れ、10歳でその死を知りました。母は80歳代で亡くなるまで、父からの葉書を見つめ、その面影を追いつけていました。母は、母親の女手ひとつで育ち、病気もしましたが、成人できました。帝国政府は母の父を靖国に祀り、遺族に靖国信仰を植え付けました。その呪縛は新憲法成立後も解かれることはなかったのです。父を失った母の悲しみから私は戦争を繰り返してはならないと思うようになりました。

私の誕生は戦死することなく生き残った父と父を失った

母の生存の結果でした。歴史好きの少年だった私は大学で歴史学を学ぶ機会を得ました。戦争の加害と被害、そこでの抵抗などを論理的に学ぶことができました。その後、私は1980年に静岡県で高校の教員の職を得、歴史を教えながら、歴史を研究してきました。

いうまでもなく、日本の近代の歴史においては、天皇主権の下で民主主義と人権が否定され、戦争動員と植民地支配がなされました。日本国憲法はその戦争の末に成立しました。そこでは天皇は象徴とされ、その権力は制限され、主権在民、人権尊重、平和主義の3原則が憲法の柱とされました。政府により天皇が現人神となる国家神道の儀式がなされる時代は終わったはずでした。

### 2 天皇代替わり体験（1988年・89年）と違憲訴訟の地平

しかし1988年末から89年にかけての裕仁の死去、明仁の即位に伴う動きはこの3原則の定着が不十分なものであったことを教えるものでした。現人神であるかのように「自粛」がなされ、戦争責任を指摘した長崎市長が銃撃され、政府の行為により新天皇の即位への「奉祝」が宣伝される状況となったのです。

すでに1979年には「元号法」が制定され、学校現場では「君が代」が強制されるようになりました。元号は天皇が時間と空間を支配し、その在位によって人びとの生を支配するというものですから、主権在民に反するものです。君が代の「君」も天皇を示しますから、これも主権在民に反します。政府による法制化や通達、国家による指示は、学校現場では強制力となります。校長の指示は職務命令の内実を持ち、場合によっては戒告などの処分が加えられます。現場での処分行為は、指示に服従するという内面を形成していきます。通達する側、指示する側は命令していないように装いますが、現場では命令となり、服従が形成されるのです。国家による要請は、強制力として構造化され、現場では内心の自由を奪う暴力となるのです。異議を唱えるものには警察の監視がつきます。私も監視された体験があります。それは精神の自由を圧迫し、侵害するものです。

このような代替わりの動きのなか、日本の戦争責任を追及し、民主主義を形成しようとする人びとは1990年に大阪で「即位礼・大嘗祭」違憲訴訟を起こしました。この訴訟の大阪地裁判決は、政教分離に関しては「制度的保障論」を採用して原告の権利侵害を認めないものでした。大阪高裁も原告の請求を棄却したのですが、高裁はつぎのような憲法判断を示しています。

大嘗祭については、神道儀式であることは明白であり、目的効果基準に照らしても、国家神道への助長・促進になる行為として政教分離規定に違反するという疑義は一概に否定できない。即位礼についても、神道儀式である大嘗祭と関連付けられ、天孫降臨の神話による高御座を使用するなど、政教分離に違反する疑いを一概に否定できない。天皇が主権者を代表する首相を見下ろす位置で「お言葉」を

発するなど、国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しない。さらに政府による奉祝の要請は慎重でなければならない。このように指摘しているのです。

このような判断をふまえ、代替わり行事は主権在民と人権に留意してなされるべきです。この代替わりの体験と訴訟から私は即位礼・大嘗祭の基本的な問題点を学びました。その問題点を顕在化させたのは天皇制の強化に反対する、あるいはその廃絶を求める民主主義の活動だったのです。主権在民はそのような活動によって維持されるのです。

### 3 本訴訟の原告となった理由

明仁から徳仁(ナルヒト)への天皇の地位の移動は2016年の明仁の退位表明から始まりました。2019年には徳仁の即位礼・大嘗祭がおこなわれましたが、これらの儀式は30年前の明仁の即位と同様のものでした。

関連費用は約160億円とされました。結果は2018年から20年度にかけて、内閣府が即位礼などで25億円、宮内庁が大嘗祭などで34億円、外務省が接客などで43億円、警察庁が警備などで29億円と計133億円が使用されました。このように国税が支出されたのですが、天皇家の神道行事のために多額の国税を支出する必要があるのでしょうか。私は主権者、納税者としてそのような使途に納得できません。

即位礼は天皇が高御座から即位を宣言し、首相が祝いの言葉を述べ、天皇陛下万歳を唱えるものです。高御座は天孫降臨の神話によるものであり、天皇を万世一系、神聖とみなした帝国憲法下の天皇制認識と国家神道行事を継承するものです。高御座に向かったの首相のお祝いの言葉と万歳は国民を天皇の臣下とする行為です。そのような行為は現憲法の主権在民に反するものであり、憲法違反です。

大嘗祭は天皇が現人神になる儀式であり、これも天皇を万世一系、神聖とみなす国家神道の儀式です。即位礼・大嘗祭違憲訴訟の大阪高裁判決にあるように国家神道を助長・促進するものです。国費による大嘗祭の遂行は政教一体の行為であり、政教分離原則に反します。それは信教の自由を侵すものであり、違憲です。

徳仁は高御座での発言で、明仁が「いかなる時も国民と苦楽を共にされながらその御心をご自身のお姿でお示しになってきた」と言いましたが、いかなる時も国民と苦楽を共にすることは不可能です。そうしたいのなら、退位し、高御座から降り、市井で働き、労苦を分かち、語り合うべきでしょう。

安倍首相は高御座の天皇に向かって「即位を内外に宣明され」、「一同こぞって心からお慶び申し上げます」、「私たち国民一同は天皇陛下を日本国及び日本国民統合の象徴として仰ぎ」と言い、万歳をしました。しかし私は「一同」にされる意思も、万歳を唱える意思もありません。私はこの儀式での首相による「天皇陛下万歳」の行為は主権在民の放棄であると考えます。

これらのことから、私は政府による象徴天皇制の賛美は

主権在民の意識を後退させるものであり、精神の自由を侵害するものであると考えます。帝国憲法から新憲法に移行するなかで天皇の地位は、天皇主権から国民主権下の象徴に変わりましたが、象徴という表現は天皇主権の維持と天皇制廃止の主張の拮抗関係のなかで生じた概念であり、無理と欺瞞を含むものとなっています。そもそも、ひとり人間が国家と国民統合の象徴となりえる事はできないし、なりえると言えれば欺瞞となるからです。

歴史に学べば、政府は天皇の行為を制限し、その宣伝を抑制することに配慮すべきです。政府の行為として即位礼や大嘗祭をおこない、天皇教を宣伝してはならないのです。そのような宣伝は主権在民に反するものとなり、思想や信教などの精神の自由を侵害するものとなるからです。

徳仁即位に関する大嘗祭や即位礼の政府による執行は、私を天皇の臣下とするものであり、それは私の主権者意識を侵すものとなり、また、私の思想や信教などの精神の自由を侵す圧力となっています。これが、私が原告となった理由です。

### 4 控訴した理由

2024年1月の東京地裁判決は、即位礼・大嘗祭が主権在民や信教の自由に反するものであるという憲法判断をせず、政教分離に関しては「制度的保障論」を持ち出し、原告への人権侵害を認めようとしませんでした。このような判決は明仁即位時の即位礼・大嘗祭訴訟での大阪地裁の判決と同様のものです。大阪高裁では、憲法判断に踏み込み、即位礼での主権在民の侵害、大嘗祭での信教の自由への侵害に言及しましたが、そのような内容は示されなかったのです。

裁判所は即位礼・大嘗祭に関して積極的に憲法判断をすべきです。違憲行為の指摘は司法の役割であり、それが憲法を生かすことになるからです。東京地裁判決は消極的すぎます。

政教分離、信教の自由についての「制度的保障論」は克服されるべきです。この論は、政府による政教分離違反が直ちに私人の信教の自由を侵害したと言えないとするものです。それは政府による政教分離違反を容認するために作られた詭弁であり、不断の努力によって人権を維持しようとする人びとの権利の実現、尊厳の回復を排除するものです。

言うまでもなく、信教の自由を含む精神の自由は王制との闘いによって実現しました。その権利の形成の歴史を踏まえるのなら、裁判所は国家による神道行事の推進が私人の信教の自由を直接・間接に侵害するものとみなし、違憲と判断すべきです。

政府による協力依頼は自治体の末端、学校などでは祝意の強制となっていきます。祝意の強制を感じ、異議を唱える、それに反対する行動は警察の監視対象とされます。公安によって主権在民と人権尊重を主張する者がリスト化され、素性は写真付でファイル化されるのです。国家権力に

よる監視がなされ、些細な行為が犯罪とされ検挙される事件も起きます。

私の体験を話します。天皇関連の行事が浜松でありました。JR 浜松駅近くにある天竜川駅に行くと、駅前に張込んでいた私服警官が私を見て、無線連絡しました。あるときには浜松駅近くの駐輪場にも私服が張込んでいて、私を見ると無線連絡しました。公安内で事前に顔写真を含めて情報共有を行って人間を監視するのです。このような圧力は人間の精神の自由を日々、蚕食するものです。

東京での天皇制反対の集会の様子を見ると集会参加者と同数ほどの警察関係者が動員されます。さらに右翼集団が集まり、憎悪を煽り、生命の危険を感じさせるような罵声を飛ばしています。民主主義実現の行動がテロル、ヘイトクライムの対象とされるのです。裁判長も一度、現場で体験してみてください。

私は歴史を学び、それを表現する仕事をしています。これまで、浜松の空襲で亡くなった人びと、浜松の陸軍航空基地から出撃した部隊によるアジアの人びとの被害、差別からの解放を求めて若くして志なかばで亡くなった人びと、植民地朝鮮からの戦時強制動員により亡くなった人びと、原子力発電所建設の動きに抗議した人びとの歴史を記してきました。これらの多くが記録されてこなかった人びとの歴史ですが、その声なき声を伝えることができると考えています。つぎの時代が、社会的には弱い立場にいる人びとが幸せに暮らせるものになってほしいと願っています。

最近、歴史を改ざん、否定し、真相を隠そうとする動きが顕著です。そのような動きの影響は、群馬の森の朝鮮人追悼碑撤去に関する東京高裁判決にみられるように、司法にも及んでいると言って過言ではありません。判決には同時期の政府権力に忖度し、同調する傾向がみられます。裁判官の思想が歴史否定論に感染しているようにも思います。しかし人間には真実と正義を実現する能力があります。政府による神道行事の遂行は直接間接に人びとの信教の自由を侵害するものです。人びとの精神の自由への侵害は表現行為への萎縮を生みます。そのような現実を放置するわけにはいきません。

私は、裁判長が即位礼・大嘗祭に関する憲法判断を行い、主権在民と政教分離に違反することを認定すべきと考えます。私たち控訴人らの主権者としての権利を救済し、その尊厳を回復しえる判決を出すことを求めます。裁判所は主権在民と精神の自由を擁護し、人びとを天皇の臣下とするような政府の行為を止めさせることができるのです。

裁判長、高御座に立った者、その下で万歳を唱えた者たちの行為と存在は、主権在民と精神の自由の理念に反するものであり、それらは人権を求める多くの声を消しさってしまう行為です。それにより消されてしまう声なき声に耳を傾けてください。私たち控訴人の権利の救済、尊厳の回復を求める思いを実現してください。

## 立石章三

私はキリスト教プロテスタントの一教派である日本キリスト改革派教会の牧師です。私は、本件「即位礼・大嘗祭」に対して強い危機感を持って違憲訴訟の控訴人となりました。

即位礼・大嘗祭は、戦前の登極令に定めた式次第にほぼ則って行われました。これは、国が特定の宗教の宗教儀式に関与したこと、およびこれに国費を支出したことで、明らかに憲法の政教分離原則に反し、かつ、控訴人の信教の自由、思想・良心の自由に対する重大な侵害行為に該当し、国家神道の復活をもたらす行為です。

「大嘗祭」は主催者の見解によれば、天皇が即位後、新しく収穫された米などを天照大神とすべての神々に供え、みずからも食べ、国と国民の安寧や五穀豊穡などを祈る祭祀（儀式）であるとされます。その内容については秘事とされてきましたが、国学院大学神道文化学部名誉教授、岡田荘司説によれば、大嘗祭とは新帝が天照大神を初めて迎え、神膳供進と共食儀礼を中心とする祭祀で、天照大神の神威を高めることにより、天皇がその神威を享受するというものです。

また岡田荘司氏は、大嘗祭においては稲だけでなく、古代の庶民の非常食であった粟の饗膳も行われることに着目して、大嘗祭は民生の安定と農業を妨げる自然災害の予防を祈念するものであるとし、「大嘗祭の本義は、稲や粟など農耕の収穫を感謝し、国土に起こる災害現象に対する予防のため、山や川の自然が鎮まるように祈念するもの」であり、「国家と国民の安寧を祈念する国家最高の祭祀」との見解を示しています。

神道は啓示宗教のような「教義」を持たないと自称しますが、自然のあらゆる現象の中に、神的な人格性を認める汎神論宗教でありそのような見解もそれ自体教義とよぶべきものです。神道には神社神道、教派神道、民族神道などがありますが、その宗教性を最も結晶させたものが皇室神道であると言えます。しかしこれは明治以降に人為的に作られた宗教であり、明治以前には天皇の葬式は仏式で行われており、神道独自の形式になったのは明治天皇からでした。

宮中祭祀や伊勢神宮の祭祀では、仏教の関与が除去されていることから、神祇信仰は仏教と異なる宗教システムとして自覚されながら並存していました。明治時代には、神道国教化を実現するために、神仏分離が行われたことから見れば、明治以後の神道は人為的に作られた宗教であると言えます。

私はキリスト教会の牧師です。神道の宗教観は、筆者のような啓示宗教としてのキリスト教信仰者から見れば、全くの汎神論であり受け入れることができません。なぜなら筆者の信仰によれば、自然は天地万物を創造した創造主による被造物に過ぎず、そこに人格的神聖を認めることは

創造主に対する冒瀆であるからです。私がそのような宗教観を持ち、それに基づいて宗教活動や宗教行事をすることは自由であり権利です。また、民間人が神道の宗教観を持ち、あるいはこれに基づいて宗教儀式を行うことは自由であり権利です。このことは異なる宗教観に立つ私自身、当然に認めています。これに対し、さまざまな宗教観を持つ国民から構成される国家が、特定の宗教に関与し、ましてや国家が我々国民・納税者の税金を用いて、特定の宗教行事を催したり、そのために国費を支出することは、憲法20条、および89条の明確な違反行為です。

大日本帝国憲法は第28条において「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と明記したように、当時の一般国民の信教の自由は制限付きでした。さらに明治政府は公の宗教としての国家神道と個人の宗教とを区別し、神道を個々の宗教の上位に位置付け、「神社は宗教にあらず」として特別扱いし、神道に対する批評、批判を禁止しました。

新しい日本国憲法においては、国民の信教の自由は無条件に認められるものとなりましたが、政府は再び皇室神道を神道の上位に、そして諸宗教の最上位に位置すべく、大嘗祭において天皇を、国民の代表であるとされる総理大臣の立ち位置より上に設け、総理大臣に万歳を叫ばせるなど、皇室神道を祭り上げる演出を、莫大な国家予算を用いて行いました。

これは、私が奉職するキリスト教会の礼拝、すなわち個人の宗教よりも、大嘗祭の方が、公の宗教として上位の宗教儀式であると国民を洗脳させる行為です。このような政府の行いは、素朴な宗教心情を持つ日本人に一定の価値観を植え付けさせる行為ですから、私は日本人の一牧師として、はなはだ不利益を被っています。クリスマスやイースターのような、キリスト教の重要な行事の日と、皇室神道行事が重なるようなことがあれば、国民、特に公務員は神道行事に自主的と称して動員され、キリスト教は不利益を被ります。

昭和天皇は1989年1月7日に死去しました。臨終が近づいてから臨終に至る日々が長く、この間、祝い事の自

粛が促され、死去の日がいつになるか不明でしたので、キリスト教界やミッションスクールなどでは、12月25日のクリスマス祝会を行うべきかどうか躊躇させられるという過剰反応が起きました。またパチンコ業界などの遊戯施設では、死去のニュースを見て、それまで開けていた店のシャッターをあわてて下ろすなどの悲喜劇が報道されました。

さて、大嘗祭を執行した神職の司式者と、神道の信者の関係者に、私は深い同情心を持つものです。なぜなら、当人は神道の信仰心によって心を込め、皇室宗教の最も中心的大嘗祭の儀式と祈りを行ったと思われる。しかるに、裁判所は、「大嘗祭は、天皇即位という世俗的な出来事の際に行われる伝統儀式という側面が強いというべきである。」と断定し、大嘗祭が、新しく皇位に即いた天皇が神性を獲得するための極めて重要な儀式であり、宗教性が極めて強いものであることを無視している。その前提のもとに裁判所は、京都府知事らの大嘗祭関連儀式への参列が宗教行事への参加であり明らかな政教分離原則違反となって違憲であると原告の主張を何ら根拠も示さずに退けている(京都地裁2024年2月7日判決)。

また、2002年7月11日、最高裁は次のように判決しました。すなわち「福岡県知事が大嘗祭に参列した行為は、大嘗祭が皇位継承の際に通常行われてきた皇室の伝統儀式であること、参列が公職にある者の社会的儀礼として天皇の即位に祝意を表する目的で行われたことなど、判示の事情の下においては、憲法20条3項に違反しない」。

これは神道のプロを自任され、心からの信仰心をもって大嘗祭を司式されたであろう神職の方々に対して、著しく無礼な判決であると言わざるを得ず、彼らの信仰を踏みにじった判決と言わざるを得ません。裁判所が宗教行事についてその宗教性を否定、あるいは無視して、社会的儀礼であると判断することは、裁判所の権限を越えており、宗教儀式についてその宗教性について国家機関である裁判所が独自の判断をなすこと自体、政教分離原則の趣旨に沿わないものです。

## 【会費納入とカンパのお願い】

控訴審第1回弁論では不当に結審(裁判長はそのつもり)、弁護団はただちに裁判官への忌避を申し立て、弁論再開を求めています。裁判はまだ続きます。

1年分の会費は、原告3,000円、支援者2,000円です。また支援カンパもお待ちしております。

郵便振替口座番号：00120-3-293255

加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

## 【転居のお知らせをお願いします】

毎回、宛先不明で返送されてくる郵便物があります。住所を変更した場合、必ず事務局宛てお知らせ下さい。

## 活動日誌 (2024年10月—12月)

- 10月3日(木) 弁護団会議
- 10月19日(土) 弁護団会議
- 11月1日(金) 弁護団会議
- 11月8日(金) 弁護団会議
- 11月12日(火) 控訴第1回口頭弁論(東京高裁101号法廷) / 裁判官忌避申し立て / 同報告集会(日比谷図書文化館)
- 11月15日(金) 裁判官忌避申し立て理由書提出
- 12月10日(火) ニュース24号発送 / 第33回事務局会議